帳票ID	帳票名称			概要・用途	出力条件等 ※6.集計表、7.条件別一覧、8.データ連携用CSVファイル、9.その他の一覧・集計表のみ記載	実装区分		適合基準日
	サブユニット名称	種別	帳票名称			指定都市	一般市区町村	
0050006	5.共通要件	9.その他の一覧・集計表	マスタ	システムに登録されたマスタデータ。 基本データリスト（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）第2条第4号に規定する基本データリストをいう。）にて定義された以下のマスタデータが出力できること。 ・選挙管理委員会 ・選挙管理委員会（立会人） ・選挙管理委員会（投票管理者） ・選挙管理委員会（代理投票補助者） ・定時登録 ・選挙時登録 ・投票所入場券 ・宣誓書 ・国民投票 ・住民投票 ・選挙区 ・投票区 ・投票区割り当て ・指定施設 ・地域・領事官・管轄区域・領事館　※ ※在外選挙管理サブユニットを調達対象とする場合に対象。	<出力条件> ・以下のマスタデータ －選挙管理委員会 －選挙管理委員会（立会人） －選挙管理委員会（投票管理者） －選挙管理委員会（代理投票補助者） －定時登録 －選挙時登録 －投票所入場券 －宣誓書 －国民投票 －住民投票 －選挙区 －投票区 －投票区割り当て －指定施設 －・地域・領事官・管轄区域・領事館　※調達対象とする場合 <出力項目> （基本データリスト（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）第2条第4号に規定する基本データリストをいう。）に記載のデータ項目を出力可能とすること）	◎	◎	令和8年4月1日
0050007	5.共通要件	9.その他の一覧・集計表	マスタデータチェックリスト	マスタデータ等の一括処理時における入力内容と処理結果（正常／警告／エラー）を確認するために使用するためのチェックリスト。	<出力条件> ・メンテナンス対象データ <出力項目（例）> ・対象を特定する情報（管理番号等） ・処理結果（正常／警告／エラー） ・エラー分類 ・エラーとなった項目 ・エラー内容	○	○	ー

備考
◎：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能（実装必須機能）
○：地方公共団体が地方公共団体情報システムに実装するかどうかを判断する機能（標準オプション機能）
×：地方公共団体情報システムに実装してはならない機能（実装不可機能）
ー：適合基準日の列におけるものは適合基準日を設定しないこと